

## 蒲郡市運動サポートセンター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号。以下「条例」という。）第15条の規定及び蒲郡市保健医療センター管理規則（平成6年蒲郡市規則第5号）第9条の規定に基づき、蒲郡市運動サポートセンター事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 事業は、条例第7条に規定する利用対象者に対し、健康運動指導士又は保健師が運動機器を使用した適切な運動指導を実践し、運動の動機付け、実践及び継続をサポートすることにより、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的に実施する。

### (健康度測定)

第3条 条例第7条第2項に規定する健康度測定は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 問診
- (2) 身体計測
- (3) 血圧測定
- (4) 生活習慣チェック
- (5) 体力測定
- (6) その他市長が必要と認めるもの

### (使用料)

第4条 条例第8条第5項に規定する使用料は、利用しようとする日の開館時間内における利用について、1人当たりに係るものをいう。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。